

新規技術(7月受理分)の先進医療A又は先進医療Bへの振り分け結果について

- 7月受理分の新規技術の先進医療A又は先進医療Bへの振り分けについては、座長の判断により先進医療会議を持ち回りで開催し、構成員全員が書面での検討を行った結果、以下のとおりの振り分けとしました。
※受理番号012の新規技術については、柴田構成員より利益相反の状態にあると申し出がありましたので、先進医療会議運営細則第四条に基づき、検討には不参加としています。

受理番号	先進医療A又はBへの振り分け結果	技術名	適応症等	先進医療の内容	医薬品・医療機器情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	受理日※3
012	先進医療B	初発中枢神経系原発悪性リンパ腫に対する照射前大量メトトレキサート療法後のテモゾロミド併用放射線治療+テモゾロミド維持療法	初発中枢神経系原発悪性リンパ腫	別紙1-1	別紙1-2	730万7千円 (薬剤費の713万3千円は企業より無償提供)	111万9千円	48万8千円	H25.7.19
013	先進医療B	標準的治療に抵抗性または標準的治療が確立されていない腹部・骨盤部腫瘍に対する経皮的凍結治療	組織学的あるいは臨床経過と画像所見より診断された、腹部・骨盤部の最大径1cm以上かつ4cm以下の、腎腫瘍を除く腫瘍性病変	別紙2-1	別紙2-2	59万4千円	9万5千円	4万2千円	H25.7.19

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)

2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

(1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術

(2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)

4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、

当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。